

平成26年第7回玉名市農業委員会総会議事録

平成26年6月5日（木）午後2時 玉名市福祉センター B会議室
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	東 令佐	2番	取本 一則	3番	清田 順次	4番	西川 英文
5番	井上 清晴	6番	鶴田 克士	7番	永田 知博	8番	永田 達三
9番	荒木ひろ子	10番	坂本 誠二	11番	竹下 宏介	12番	坂西 孝之
13番	本田多美子	14番	森川 正志	15番	丸山 近信	16番	田辺 信之
17番	鍬本 勝利	18番	荒木まつ子	19番	大野 金生	20番	福田 友明
22番	小路 修三	23番	徳井 勝美	24番	田上 均	25番	杉本 征子
26番	小島 昌文	27番	植田 勇一	28番	植田 英男	29番	三川 了
31番	米野 旨雄	32番	松本 哲海	33番	生田三之利	34番	堀田 昌子
35番	谷川 文武	36番	岩永 幹生	37番	池本 信秋	38番	小田 募

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

21番 田上 一 30番 田上 輝行

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 宮田 辰也 次長 二階堂 正一郎
係長 上村 健也 参事 西山 美和 主査 田川 由香 主任 中根 剛

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

1名

議 題

第37号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第38号 農地の賃借権設定許可申請について（3条許可分）
第39号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第40号 事業計画変更承認申請について（5条許可後）
第41号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
第42号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
第43号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第14号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）

第15号 農地の形状変更届について

1. 開 会

○事務局長（宮田辰也君） お揃いになりましたので、開会したいと思います。

現在の出席委員は、38名中、岱明の田上一委員と横島の田上輝行委員が欠席ということで、36名の出席をいただいております。

玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会議は成立しております。ただいまから、平成26年第7回の玉名市農業委員会総会を開催いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（宮田辰也君） まず、会長より挨拶をいただき、引き続き会議規則第4条によりまして議長をお願いし、進行をいただきたいと思います。それでは会長、よろしく申し上げます。

○会長（東 令佐君） 皆さん、こんにちは。お忙しい中に出席いただきまして、ありがとうございます。それでは、早速ではありますが、議事に入りたいと思います。

本日の議案は、議第37号より議第43号までの172件と、報告第14号から報告第15号までの20件が提案されています。慎重なる審議、よろしくお願いいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○会長（東 令佐君） 本日の議事録の署名委員は、本田委員と森川委員にお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（東 令佐君） それでは、議事に入ります。

議第37号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（宮田辰也君） 議第37号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成26年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、天水町と大浜町の申請人で、申請物件、天水町野部田150、畑309㎡、労働力不足と経営拡張による売買になります。

2番、上小田外2名、山部田の申請人で、申請物件、上小田402-1、田677㎡外2件、計1,881㎡、労働力不足と経営拡張による売買になります。

3番、月田の申請人で、月田47、田1,180㎡外18筆で、1万9,458㎡、

子どもへの贈与であります。

4番、岱明町の申請人で、申請物件、岱明町浜田234、畑907㎡、労働力不足と経営拡張による売買であります。

5番、南関町と岱明町の申請人で、申請物件、岱明町鍋1738、畑41㎡外1筆、計340㎡、従弟への贈与であります。

次のページをお願いします。

6番、岱明町の申請人で、岱明町下沖洲674-1、畑143㎡外16筆、計8,720㎡、子どもへの一括贈与であります。

7番、福岡市と岱明町の申請人で、申請物件、岱明町上496-2、畑136㎡、これはですね、送電線の鉄柱の老朽化による建て替えによる贈与であります。

8番、横島町の申請人で、申請物件、横島町横島7848番、田2,310㎡、労働力不足と経営拡張による売買であります。

9番、天水町の申請人で、申請物件、天水町野部田762、畑815㎡、相手方の要望と小作地の取得であります。

10番、天水町の申請人で、天水町小天5389-4、畑1,017㎡外8筆、計5,349㎡で、子どもへの贈与であります。

11番、川島と青野の申請人で、申請物件、青野593-6、畑17㎡、兄さんへの贈与であります。

以上11件、合計の4万242㎡の御提案を申し上げます。農地法第3条第2項の各号の禁止規定に照らし申請内容を審査いたしました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全て満たしているものと判断して御提案申し上げました。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

なお、11番については、申請人が農業委員本人となっておりますので、まず1番から10番までを審議いたします。1番、どうぞ。

○33番（生田三之利君） 33番、生田です。1番の案件について説明いたします。

譲渡人は労働力不足、譲受人は規模拡張ということで、下限面積も満たしており、許可相当と判断します。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、次、2番、どうぞ。

○16番（田辺信之君） 16番の田辺です。譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張で、下限面積も満たされていますので、許可相当と判断します。

それから、11ページの8番の水路というのが18番に出てきますので、これと

関連します。よろしくお願いします。

○議長（東 令佐君） 次、3番、どうぞ。

○17番（楢本勝利君） 17番、楢本です。3番の案件について説明します。

以前別居中だった息子さんが現在実家に帰られ、農業をすることということで、父から子への贈与をされるとのことで、何ら問題はないと思います。許可相当と判断しました。よろしくお願いします。

○議長（東 令佐君） 次、4番、5番、委員さんが同じでございますので、続けてどうぞ。

○22番（小路修三君） 22番、小路です。4番は労力不足と経営拡張ということでございました。反当たり100万円という高額な金額でございます。これは自分の家のすぐにあつてですね、先はまた屋敷にでもするかというようなところのあつてです。

それから5番ですが、5番は従弟への贈与ということで、従弟のほうも精一杯田んぼを作っておりまして、別に問題ないと思います。許可相当と思います。

○議長（東 令佐君） 次、6番、7番を続けてどうぞ。

○23番（徳井勝美君） 23番、徳井です。譲渡人と譲受人は親子関係で、下限面積も満たされており、許可相当と思います。以上です

○19番（大野金生君） 19番、大野です。7番の案件を説明いたします。

九州電力のですね、高圧線の鉄塔が老朽化ということで、現在、4本建っていた鉄塔を3本に建て替えるということで、4本を解体しまして、その一方の跡地が空いたということですね、従来の鉄塔の跡地がさら地になったために、その地主に無償で贈与したということです。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、8番、どうぞ。

○26番（小島昌文君） 26番、小島です。譲渡人は労力不足で、譲受人は経営拡張です。下限面積も満たしており許可相当と思います。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、次、9番、どうぞ。

○33番（生田三之利君） 33番の生田です。9番の案件について説明いたします。

昨年まで小作地として耕作をしていたが、譲受人の規模拡張と譲渡人の高齢、相手方の要望ということで、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、次、10番、どうぞ。

○35番（谷川文武君） 35番、谷川です。御両人は親子でありまして、お父さんの方も今、整形外科の治療中ということで、子への贈与ということで、何ら問題はないものと思われまます。以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

(なしの声)

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、1番から10番まで、原案のとおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第37号の1番から10番までについて、許可することに決定しました。

引き続き、11番の審議に移りますが、申請人が農業委員となっておりますので、農業委員会法第24条並びに玉名市農業委員会会議規則第10条に基づき、議事参与の制限がありますので、委員の退席をお願いいたします。

— 11番 竹下宏介君 退室 —

それでは、11番の担当委員の説明をお願いいたします。

○13番（本田多美子君） 13番、本田です。これは兄への贈与ということで、許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

御意見、御質問はありますか。

(なしの声)

○議長（東 令佐君） 異議がないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請の11番については、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第37号の11番については、許可することに決定しました。

— 11番 竹下宏介君 入室 —

次に、議第38号、農地の賃貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（宮田辰也君） 議第38号、農地の賃貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成26年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、滑石の申請人で、申請物件、滑石233-1、田545㎡外1筆、計1,422㎡、労働力不足、経営拡張により、平成26年6月5日より5年間の契約です。

2番、天水町と熊本市の申請人で、申請物件、宮原65-1、畑2,263㎡、

労働力不足、経営拡張により、平成26年6月5日より5年間の契約です。

3番、熊本市の申請人で、申請物件、天水町小天6772、田1,669㎡、労働力不足と経営拡張により、平成26年6月5日より5年間の契約です。

以上3件、合計5,354㎡を御提案申し上げます。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査いたしました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件を全て満たしているものと判断いたしましたので、御提案申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より、順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○6番（鶴田克士君） 6番の鶴田です。1番の案件についてお答えいたします。

貸人は労働不足ということで、借人は規模拡大ということでございます。借人は所有地及び小作農地を全て耕作しており、機械所有状況等も含めまして、下限面積も満たされておりますので、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、次、2番、3番、委員さんが同じでございますので、続けてどうぞ。

○35番（谷川文武君） 35番、谷川です。2番と3番の件について御説明申し上げます。

持ち主さんと借る人は姉弟でございまして、施設を運営しておられます。借りる方は71歳ですけれども、施設の方を使って農業をできるということで、2番の件について御説明申し上げます。

3番の件も叔母と甥の関係でありまして、同じ施設の皆さんが経営しておられる役員さんでございまして、これも同じ理由で、何ら問題はないものと思われまして、以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はありませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請については、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第38号については、許可することに決定しました。

次に、議第39号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（宮田辰也君） 6ページをお願いします。議第39号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成26年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、石貫の申請人で、申請物件、石貫909-1、畑827㎡外2件、計1,312㎡、農業者年金受給のために、平成26年6月5日より10年間の契約であります。

2番、岱明町と長洲町の申請人で、申請物件、岱明町鍋3287-1、田643㎡外3件、計2,761㎡、相手方の要望と経営拡張により、平成26年6月5日より10年の契約であります。

3番、岱明町と長洲町の申請人で、申請物件、岱明町浜田244-1、畑1,166㎡外5件、計3,855㎡、相手方の要望と経営拡張により、平成26年6月5日より10年間の契約であります。

以上3件、合計7,928㎡を御提案申し上げます。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査いたしました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件の全て満たしているものと判断いたしましたので、ご提案申し上げました。どうぞ、審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より順次、担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○2番（取本一則君） 2番、取本でございます。使用貸人と借人は親子関係で、同居でございます。農業者年金の再設定ということで、何ら問題なく、許可相当と判断いたしました。

○議長（東 令佐君） 次、2番と3番は委員さんが同じでございますので、続けてどうぞ。

○23番（徳井勝美君） 23番、徳井です。貸人は相手方の要望、借人は経営拡張するということで、下限面積も満たされており、許可相当と思います。

3番について説明します。貸人は相手方の要望、借人は経営拡張ということで、同じ人で、何ら問題はないと思います。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

(なしの声)

○議長(東 令佐君) ないようですので採決に移ります。農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(東 令佐君) はい、異議がないものと認め、議第39号については、許可することに決定しました。

次に、議第40号、農地法第5条、農地転用許可後の事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(宮田辰也君) 7ページをお願いします。議第40号、農地転用許可後の事業計画変更承認申請について。農地法第5条第1項の規定により下記農地の事業計画変更承認申請について意見決定するものとする。平成26年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

申請物件、田崎840-18、畑495㎡、事業用駐車場として許可を受けておりましたが、住宅を建てて、その一部を事務所にあって利用することの変更であります。

2番、申請物件、岱明町高道2220-1、田475㎡、当初、倉庫及び駐車場に転用をする予定でありましたが、倉庫をほかの所に建てたためその必要がなくなりました。継承者は、国道に接しており交通量も多く、弁当・惣菜製造販売の出店の計画があるため、隣接の農地と一体として駐車場及び通路として利用する変更であります。これは議第42号、12番、13番、14番と関連しております。

以上2件、合計970㎡であります。よろしくをお願いいたします。

○議長(東 令佐君) 説明が終わりました。

受付番号の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○13番(本田多美子君) はい、13番、本田です。この申請人は、昨年12月に第5条の許可を受けて、盛土を造成してほぼ現在完了に近づいておりましたが、家族で話し合って、市営住宅住まいのため、そこに自宅を建てて、その自宅の一部を事務所にしようということで話し合われて、事業計画変更届を出されております。

住宅にする場合の給水方法は、給水は、別の市道に上水があるということで、そこに接続します。生活雑排水、汚水は、合併浄化槽を設置のうえ、浄化水を東側通路に流します。雨水は、取水枡設置のうえ、東側水路に流すということです。近隣

農地への日照とか通風、耕作への悪影響は考えられないものであり、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、2番、どうぞ。

○23番（徳井勝美君） 23番、徳井です。先ほど事務局のほうから説明がありましたけれども、転用の目的ということで、倉庫及び駐車場ということでしたけれども、実際ほかの所に建てたために要らなくなったということです。内容は、野菜の製造販売を作るという計画がありまして、隣接農地と一体で、駐車場及び道路として利用するという事です。

関連として、先ほど事務局からも説明がありましたように、12番、13番、14番と関連しています。そのときに説明いたします。以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので採決に移ります。農地法第5条農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第40号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第41号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（宮田辰也君） 8ページをお願いいたします。

議第41号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成26年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件、岱明町西照寺923-1、畑1,038㎡、太陽光発電施設49kwを建設するための転用であります。

以上、1件、計1,038㎡を御提案申し上げます。申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否を審査いたしました結果、いずれも不都合がないものと判断いたしましたので御提案申し上げます。地元農業委員さん同行の上、現地調査を行なっておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号、担当理事の説明をお願いいたします。どうぞ、1番。

○18番（荒木まつ子君） 18番、荒木です。1番の案件について説明します。

転用目的は、太陽光設備設置です。提案地は第2種農地で、生産性の低い農地です。日当たりもよく太陽光発電設備に適しているかと思います。形状も悪くて休耕している状態で放置し、草も茂り放題、草刈りも必要で、人出もかかる思いをしているとき、太陽光発電設備の営業を受け、本件のような形状地でも適したプランができると聞き決定しました。

転用面積は1,038㎡、パネル49kw256枚、給水なし、排水雨水のみ敷地隅に集水枡を設け下部水路に流す。東側隣接農地は、一番高い位置にある。西側隣接地農地は申請人の土地であるため、被害影響なく、小作への影響もなく、現地調査の結果、許可相当と判断しました。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので採決に移ります。農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第41号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第42号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（宮田辰也君） 9ページをお願いします。

議第42号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成26年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

1番、申請物件、山田1703-1、畑81㎡外1件、計428㎡、個人住宅及び通路による転用であります。

2番、申請物件、滑石1528、畑326㎡、個人住宅による転用であります。

3番、申請物件、伊倉北方1503-1、畑959㎡のうち667㎡、太陽光発電施設49.92kwの転用であります。

4番、申請物件、伊倉北方1503-1、畑959㎡のうち291㎡、これも太陽光発電施設25.60kwの転用であります。

5番、申請物件、伊倉北方238、田1,826㎡、これも太陽光発電施設の9

7.92kwの転用であります。

6番、申請物件、寺田1357-1、畑2,167㎡のうち1,082㎡、これも太陽光発電施設49.50kwの転用であります。

7番、申請物件、寺田1357-1、畑2,164㎡の内の1,082㎡、これも太陽光発電施設49.50kwの転用であります。

11ページをお願いします。

8番、申請物件、上小田402-3、田387㎡外1件、計651㎡、水路としての転用であります。

9番、申請物件、富尾647-1、田506㎡、資材置場及び駐車場としての転用であります。

10番、申請物件、富尾978-1、畑308㎡、個人住宅による転用であります。

11番、申請物件、岱明町西照寺925-2、畑147㎡外1件、計194㎡、通路としての転用であります。

12ページをお願いします。

12番、申請物件、岱明町高道2220-1、田475㎡、貸駐車場及び通路としての転用であります。これは12番と13番、14番は関連しております。

13番、申請物件、岱明町高道2221-1、田982㎡、貸駐車場及び通路の転用であります。

14番、申請物件、岱明町高道2222-1、田972㎡、貸店舗としての転用であります。これはべんとうのヒライさんだったですかね、されるということです。計14件、合計9,790㎡を御提案申し上げます。

申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか否か審査いたしました結果、いずれも不都合がないものと判断いたしましたので御提案申し上げます。地元委員さん同行の上、現地調査を行なっておりますので、どうぞ御審議よろしく申し上げます。

○議長（東 令佐君） 説明が終わりました。

受付番号1番より順に担当委員の説明をお願いいたします。

1番、どうぞ。

○4番（西川英文君） 4番、西川です。1番の案件につきまして御説明いたします。

この案件は、住宅地の中にある農地で、宅地用に3分割された部分の一つです。あとの二つは以前の総会でここで許可を受けておりますし、今度の転用もそれと同じ条件の中での転用でございますので、何ら問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、2番、どうぞ。

○5番（井上清晴君） 5番の井上です。譲受人は、現在アパートにお住まいであり、今回、申請地、個人住宅を建てるつもりです。

申請地は、近隣住宅化された地区であり、また、周辺状況については、北側は市道、東側、西側は宅地となっております。南側は他人所有の農地になってますが、境にはブロックで擁壁をし、土砂の流出を防ぎ、措置を行なわれるため、営農条件に支障はないものと思われまます。給水については、市の上水道が通っており、生活排水については、合併浄化槽で処理し、側溝に排水を流す計画です。雨水については、浸透枡を設置し、雨水を側溝に流します。現地調査の結果、本件は許可相当と判断いたします。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、3番から5番まで委員さんが同じでございますので、続けてどうぞ。

○12番（坂西孝之君） はい、12番、坂西です。太陽光発電設置ということでございまして、農地は生産性の低い第2種農地となっております。3番の案件ですけれども、49.92kwですか、これの32枚ということですか。

4番の案件も同じ用地内でございますので続けていきますけれども、3番、4番の案件が25.60kwの160枚、両方の3番、4番でですね、残地といたしますか、これはほとんどございませぬので、以前、最近になって残地のちょっと多かていう問題が出てまいりましたけれども、これはないと思っておりますので十分だと思っております。雨水は自然浸透と雨水枡を利用し、北側と東側にある用水路に排水するというので、問題はなく、許可相当と思われまます。

それから5番ですけれども、ここもかなり生産性の低い第2種農地となっております。ここは97.92kwですか、これの384枚ですね、これも自然浸透と雨水枡を設置し、東側の用水に雨水枡を設け、そこに流し込むということで、何ら問題はなく、許可相当と思われまます。以上です。

○議長（東 令佐君） 6番と7番が担当委員さんが同じでございますので、続けてどうぞ。

○14番（森川正志君） 14番、森川です。この案件はですね、親子関係でありまして、同じ畑地に設置される太陽光発電施設です。請人の方はですね、これは兄弟で二分にするということで、全体で650枚の98.8kwの出力のある太陽光発電です。なにしろ改田といたしますか、畑を転用して田ん中にしていましたけれども、なにせ良い稲作がでけんもんだけん、この際ということで太陽光を設置されるということ伺いました。

見た感じ、その地区は全然近隣に住居もなく、北側には1軒ですね、新しい家が

建ちましたけれども、何ら問題ないと思ひまして許可相当と思ひます。以上です。

○議長（東 令佐君） はい、次、8番、どうぞ。

○16番（田辺信之君） 16番の田辺です。8番を説明する前に、さっき話しておきました1ページの2番ですね、これと関連しまして、昨年10月ですね、この五葉フーズさんですかね、ここから申請にあがっていた工場ですね、排水を、下のほうの市道の側溝では排水量が足りないということで、80m先の大きな水路を新設するという事です。以上です。

○議長（東 令佐君） 次、9番と10番、続けてどうぞ。

○2番（取本一則君） 2番、取本です。申請者は、個人の鉄工所を経営されておられて、隣接の市道、道路はちょっと幅員が狭く、そこで資材の搬入とか積み下ろしを行なっておられて、交通に支障をきたすということで、隣接地の土地を求められたようでございます。隣接する土地は現在田んぼでございますけど、そこに山砂を今、鉄工所と同じくらいの高さまで、20cmから30cmぐらい盛土しまして、車両の搬入と資材置場で利用するという事です。南側に大きい水路がありますけど、そこには土砂が流れないように、流出しないように土留めを行なうということでございます。何ら問題なく、許可相当と判断いたしました。

10番につきましては、玉名バイパスの富尾の北側のバイパスに隣接した土地でございます、文化財の区域に入っております、本人さんが1mぐらいカットすると、下げるとということで、文化財のほうでちょっと試掘をやるということでございます。試掘が終わって、何もなければすぐ許可が下りると、文化財のほうはOKということでございます。周囲には、カットしたあとには擁壁で土留めをして、給水については、前面に通っております上水道で賄って、下水につきましては、合併浄化槽を設置しまして、前面の側溝に流出ということでございます。何ら問題なく許可相当と判断いたしております。

○議長（東 令佐君） 次、11番、どうぞ。

○18番（荒木まつ子君） 18番、荒木です。11番の案件について説明します。

この案件は8ページの1番と関連するものです。第2種農地で生産性の低い農地です。転用面積は194㎡、太陽光発電設備を設置するうえで、敷地への管理通路として絶対に必要な土地です。近隣への農地、小作への影響もなく、現地調査の結果、許可相当と判断します。

○議長（東 令佐君） 12、13、14番、続けてどうぞ。

○23番（徳井勝美君） 23番、徳井です。先ほど農地転用許可ということで、2番のときに関連ということで、12番、13番、14番について説明いたします。

これが3筆、トータルの2,429㎡を、そのうちの1,457㎡が通路兼駐車場、

972㎡が貸店舗を建設するという事です。道路兼駐車場、隣接地に建設される弁当・惣菜の製造販売業者の駐車場ということで利用するという事です。転用することによって、付近の土地や作物に被害を及ぼす恐れは、現地調査の結果ありませんでした。給排水計画については、市の上下水道を利用するという事で言われております。それと建設工事の際には、迷惑のかからないように注意をしていくということです。現地調査の結果、問題はないということで、許可相当と思います。以上です。

○議長（東 令佐君） 担当委員の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので採決に移ります。農地法第5条、農地の転用許可申請について、原案どおり許可相当と意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（東 令佐君） はい、異議がないものと認め、議第42号については、許可相当と意見決定することに決定しました。

次に、議第43号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明を求めます。

○事務局長（宮田辰也君） 13ページをお願いします。

議第43号、農地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により平成26年農用地利用集積計画（案）による利用権の設定等について次のとおり意見決定するものとする。平成26年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

別紙、農用地利用集積計画案のとおり、玉名市長より意見決定を求められております。14ページから26ページまでの138件の集積でございます。

26ページをお願いします。

所有権移転9件、2万1,571㎡、利用権設定129件、33万7,112㎡、合計の138件の35万8,683㎡の集積でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものと考え、御提案申し上げます。よろしくをお願いいたします。

○議長（東 令佐君） 事務局の説明が終わりました。

御意見、御質問はございませんか。

（なしの声）

○議長（東 令佐君） ないようですので採決に移ります。

農用地利用集積計画の決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（東 令佐君） 異議がないものと認め、議第43号については、原案どおり意見決定することに決定しました。

-----○-----

5. 報告

○議長（東 令佐君） 次に、報告第14号から報告第15号を一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（宮田辰也君） 27ページをお願いします。

報告第14号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理しておりますので御報告いたします。平成26年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は18件の解約の通知を受理しております。

続きまして、32ページをお願いいたします。

報告第15号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がっておりますので報告します。平成26年6月5日提出、玉名市農業委員会会長、東令佐。

今回は、2件の届けを受理しております。盛土と柵との変更でございます。以上であります。

○議長（東 令佐君） 事務局より一括して報告がありました。

質問などございませんか。

(なしの声)

○議長（東 令佐君） 質問もないようですので、本日予定しておりました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

6. その他

○議長（東 令佐君） 次にその他に移ります。その他、何かございませんか。

(なしの声)

-----○-----

7. 閉会

○議長（東 令佐君） 慎重なる審議誠にありがとうございました。

これもちまして農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れでした。

-----○-----

閉 会 午後 3 時 0 3 分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成26年6月5日

玉名市農業委員会会長 東 令佐

農 業 委 員 本田 多美子

農 業 委 員 森川 正志